

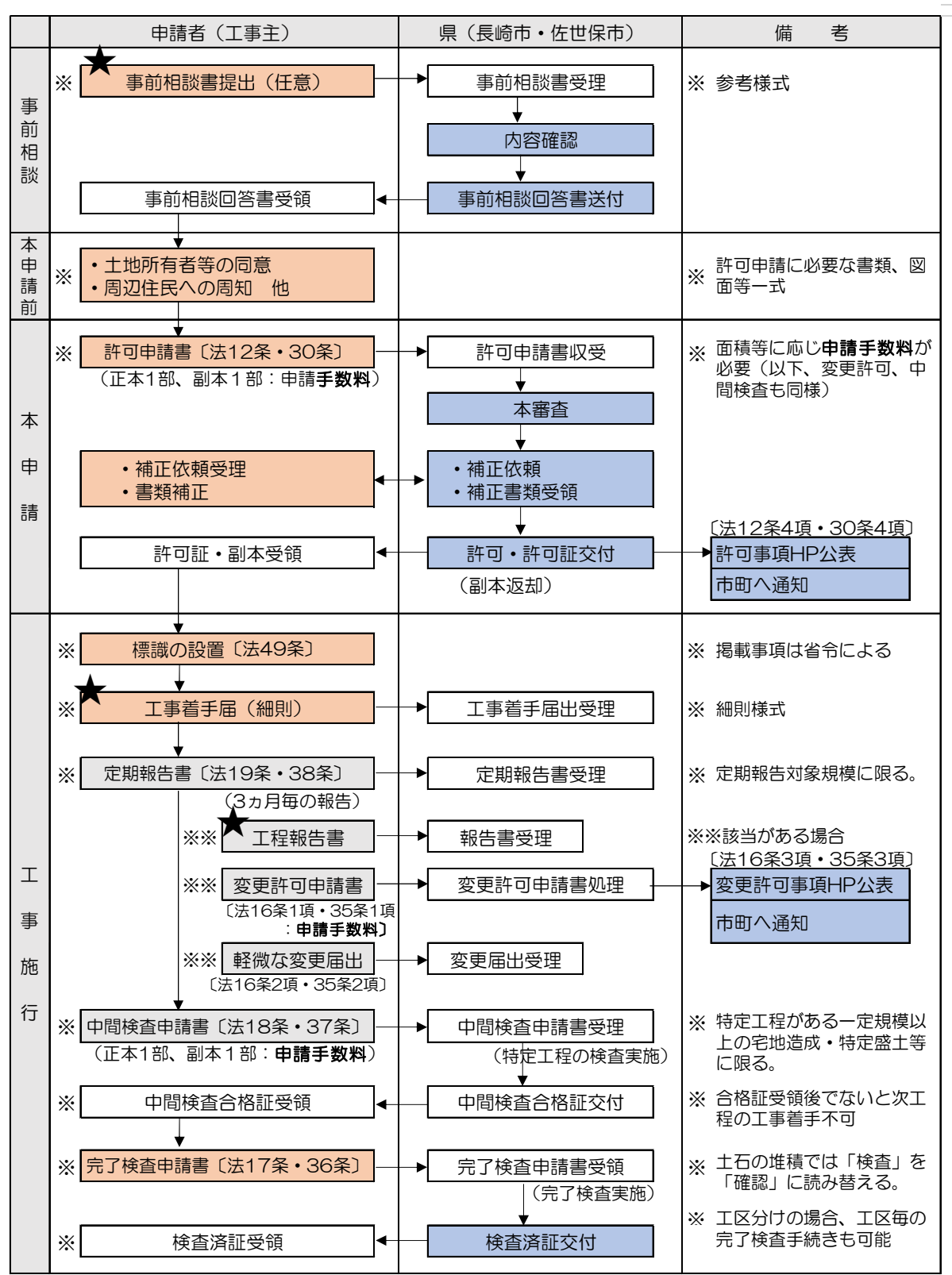
□盛土規制法に基づく許可申請に係る技術的基準・書類等、他届出等の
手続き等のまとめ

- 1 許可対象工事の許可申請手続きの流れ
- 2 許可対象工事の許可手続き一覧
- 3 許可申請又は届出に必要な書類及び図面
- 4 周辺住民への事前周知
- 5 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格
- 6 許可基準（技術基準）
- 7 許可申請手数料
- 8 公表及び市町長への通知
- 9 標識掲出
- 10 中間検査
- 11 定期報告
- 12 完了検査等
- 13 許可及び届出を要しない工事等
- 14 許可対象工事以外の工事における手続き一覧
- 15 宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する
工事の届出（法 21 条 1 項、40 条 1 項）

※本資料は、後日、県ホームページで公表予定の「許可申請等の
の手引き」（現在作成中）を抜粋して作成しています。

1 許可対象工事の許可申請手続きの流れ

★の手続きは検討中



2 許可対象工事の許可申請手続き一覧

※網掛けセルは検討中

時期	事項	根拠条文	内容	手続き等の時期
工事着手前	事前相談書		許可申請等にあたっての事前相談（任意）	許可申請前
	許可申請	法12条1項 法30条1項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の許可	工事着手前
許可済で工事着手後	標識の掲出	法49条	見やすい場所に標識を掲出	工事の着手時
	工事着手届の提出	細則〇条	工事に着手した場合の届出	工着手後すみやかに
	変更許可申請	法16条1項 法35条1項	許可に係る計画を変更しようとする場合の変更許可	許可を受けた計画の変更に係る工事の着手前
	軽微な変更届出	法16条2項 法35条2項	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届出	軽微な変更をしたとき
	中間検査申請	法18条1項 法37条1項	隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終えたときの検査	各特定工程に係る工事を終えた日から4日以内
		※特定工程毎に必要です。 ※検査に合格（合格証交付）後でないと、次工程の工事に進めません。		
	定期報告	法19条1項 法38条1項	3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から3か月以内
	工程報告	細則〇条	所定の工程に工事が進捗した場合の届出	すみやかに
	休止等届	細則〇条	許可・届出に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届出	すみやかに
工事完了後	完了検査申請	法17条1項 法36条1項	【宅地造成又は特定盛土等】工事を完了したときの検査	工事が完了した日から4日以内
	確認申請	法17条4項 法36条4項	【土石の堆積】工事（除去）が完了したときの確認	土石の堆積の除却が完了した日から4日以内

3 許可申請又は届出に必要な書類及び図面

8-1 法第12条第1項及び第30条第1項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

【許可申請に必要な書類等】〔省令7条第1項・第2項〕（細則）

※網掛けセルは検討中

No.	書類の名称	内容等〔様式〕	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第2】	要	—	〔省令第7条第1項〕
	土石の堆積に関する工事の許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載【省令第4】	—	要	〔省令第7条第2項〕

2	設計者の資格証明書	・ 設計者の資格に関する調書【細則第〇号】	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 高さが5mを超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える土地における排水施設の設置 〔※設計者の資格は、別に規定〕
3		・ 卒業証明書			
4		・ 実務経験証明書			
5		・ 資格、免許等の写し			
6	構造計算書	・ 擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要【注1】 ・ 構造計画、応力算定及び断面算定	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 〔省令第7条第1項第2号〕 ・ 崖面崩壊防止施設の場合 〔政令第14条、省令第31条〕
		・ 措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 土石の堆積を行う面〔鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限り〕を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 〔省令第7条第2項第2号、第32条〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 〔省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号〕
7	地盤、崖面及び渓流等における盛土の安定計算書	・ 土質試験その他の調査 ・ 試験に基づく安定計算書 ・ 盛土の安定計算書	要 〔備考に該当する場合〕	—	・ 災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 〔省令第7条第1項第3号〕
			—	要 〔備考に該当する場合〕	・ 崖面を擁壁で覆わない場合 〔省令第7条第1項第4号〕 ・ 渓流等において盛土をする場合
8	大臣認定擁壁認定書	・ 計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合〔政令第17条〕
9	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人・法人共通＞	・ 工事主の資力及び信用に関する申告書【細則第〇号】	要	要	（細則第〇条）
10		・ 資金計画書（宅地造成、特定盛土等）【省令第三】	要	—	〔省令第7条第1項第9号〕
		・ 資金計画書（土石の堆積）【省令第五】	—	要	〔省令第7条第2項第7号〕
11		・ 預金残高証明書若しくは資金借入又は融資証明書	要	要	（細則第〇条）
12		・ 宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要 〔備考に該当する場合〕	要 〔備考に該当する場合〕	・ 工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合〔細則第〇条〕
13	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人の場合＞	・ 住民票又は個人番号カードの写し	要 〔個人の場合〕	要 〔個人の場合〕	・ 個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号、第7条第2項第5号〕
14		・ 直近3年間の所得税の納税証明書			（細則第〇条）

※網掛け部分は検討中

No.	書類の名称・様式	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
15	工事主の資力・信用 に関する書類 ＜法人の場合＞	・登記事項証明書	要 〔法人の 場合〕	要 〔法人の 場合〕	〔省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項 第6号イ〕
16		・事業経歴書			（細則第〇条）
17		・役員の住民票又は個人番 号カードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号を黒 塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号 ロ、第7条第2項第6号ロ〕
18		・直近3年間の貸借対照表、 損益計算書、株主（社員） 資本等変動 計算書、個別 注記表及び法人税の納税 証明書			（細則第〇条）
19	工事施行者の能力に 関する書類	・工事施行者の能力に関す る申告書【細則第〇号】	要 〔備考に 該当する 場合〕	要 〔備考に 該当する 場合〕	・盛土、切土又は土石の堆積をする土地の 面積が1ha以上、又は擁壁等（排水施設を 除く）を設置する工事 （細則第〇条）
20		・工事施行者の登記事項証 明書			
21		・工事施行者の事業経歴書			
22		・工事施行者の建設業許可 証明書			
23	申請地及びその周辺 の写真		要	要	〔省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4 号〕
24	土地の権利者の同意 書	・宅地造成等の施行同意書 【細則第〇号】	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、 地上権、賃借権、質権等がある 〔省令 第7条第1項第10号、第7条第2項第8号〕
25		・宅地造成、特定盛土等及び 土石の堆積に関する工事 区域内の土地について、造 成事業の施行の妨げとな る権利を有する者の同意 書	要	要	
26		・上記の権利を有する者の 印鑑登録証明書	要	要	
27	土地の公図の写し	・工事に関連する土地の境 界（赤枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地 番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入す ること 〔省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8 号〕
28	土地登記事項証明書	・宅地造成、特定盛土等及び 土石の堆積に関する工事 の施行区域内の土地登記 事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること 〔省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8 号〕
29	住民への周知措置を 講じたことを証する 書類	〔説明会開催の場合〕（注2） ・開催の周知範囲が分かる 位置図等 ・開催案内及び開催結果が 分かる資料（説明会に用い た資料等） 〔書面配布の場合〕 ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図 等 〔掲示及びインターネット による場合〕 ・掲示場所が分かる位置図 等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL 含 む）	要	要	＜住民周知の範囲＞ ・別途規定 〔省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第 2項第9号〕

No.	書類の名称・様式	内 容 等	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
30	誓約書	・破産手続きの決定を受けて復権を得ない者等に該当しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
31		・暴力団員との関係を有しないことの誓約 【参考様式】	要	要	
32	他法令に基づく許認可等の写し	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要	
33	委任状	代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類 【参考様式】	要 〔代理人 が申請する 場合〕	要 〔代理人 が申請する 場合〕	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること。

(注1) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

(注2) ある一定の土地における、高さが15mを超える盛土では、**説明会の開催**が必須となります。

【許可申請に添付する図面】 〔省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号〕（細則）

※網掛け部分（図面）は検討中

No.	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。

No.	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること。
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること。
12	求積平面図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	（細則第〇条）

4 周辺住民への事前周知**【法第 11 条、法第 29 条、省令第 6 条】****4-1. 周知の方法**

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、法第11条及び第29条の規定により、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

※ 工事の内容が確実に伝わるよう、できる限り①説明会の開催や、②書面の配布を行うよう努めてください。

【周辺住民への周知の方法】**〔省令 6 条〕**

方 法	
1	宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会（※）を開催すること
2	宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
3	宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容についてインターネットを利用して住民の閲覧に供すること

※以下に該当する工事の場合は、1の説明会の開催が必須となりますのでご注意ください。

・以下の①～③の土地において、高さが 15m を超える盛土を行う場合

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周知を要する工事の具体的内容】

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称	②工事が施行される土地の所在地
③工事施行者の氏名又は名称	④工事の着手予定日及び完了予定日
⑤盛土又は切土の高さ	⑤土石の堆積の最大堆積高さ
⑥盛土又は切土をする土地の面積	⑥土石の堆積を行う土地の面積
⑦盛土又は切土の土量	⑦土石の堆積の最大堆積土量

5 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格**【法第 13 条第 2 項】**

下記のいずれかに該当するものの工事は、下記 2 の資格を有する者の設計によらなければなりません。

(1) 対象工事 (法第13条第2項、政令第21条)	
	・ 高さが 5m を超える擁壁の設置 ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m² を超える土地における排水施設の設置 【注】開発許可によるみなし許可で、上記のいずれかに該当する場合は、開発許可を受ける計画についても、同条の規定が適用されますので、ご注意ください。
(2) 設計者資格 (法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)	
上記 (1) の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。	
①	学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
②	学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
③	②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
④	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
⑤	国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（以下、ア～オのとおり。）
ア	学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
イ	技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
ウ	建築士法による一級建築士の資格を有する者
エ	土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
オ	アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

6 許可基準（技術的基準）

6-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準【法第13条各項、第31条各項】

許可が必要となる宅地造成、特定盛土等に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、本基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（技術的助言別添5）、「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）、「宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針」（技術的助言別添8）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。



表1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条 1項1号	盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。 イ おおむね 30 cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。 ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。 ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。
	7条 1項2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。
	7条 2項1号	盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。
	7条 2項2号	山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令（省令12条）で定める土地において高さ15mを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。
	7条 2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。
擁壁の設置に関するもの	8条	1 法13条1項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（政令3条4号の盛土及び同条5号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。 イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であってその土質が別表第1上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面 (1)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度以下のもの (2)その土質に応じ勾配が別表第1中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離5m以内の部分に限る。） ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ハ 14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。 2 前項1号イ(1)に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ(2)の規定の適用については、同号イ(1)に該当する崖の部分は存在せ

		ず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。 【擁壁の設置が必要となる盛土又は切土】政令 3 条 1 号から 3 号 1 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの 2 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの 3 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
9 条		1 前条 1 項 2 号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び 14 条 2 号口において「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの 2/3 以下であることを確かめること。 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の 2/3 以下であることを確かめること。 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第 2 の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令 90 条（表 1 を除く。）、91 条、93 条及び 94 条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第 3 の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。
10 条		8 条 1 項 2 号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（1 条 4 項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。別表第 4 において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第 4 に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは 40 cm 以上、その他のものであるときは 70 cm 以上であること。 二 石材その他の組積材は、控え長さを 30 cm 以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。 三 前 2 号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第 4 上欄の第 1 種又は第 2 種に該当するものであるときは擁壁の高さの 15/100（その値が 35 cm に満たないときは、35 cm）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの 20/100（その値が 45 cm に満たないときは、45 cm）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

	11 条	8 条 1 項 1 号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令 36 条の 3 から 39 条まで、52 条（3 項を除く。）、72 条から 75 条まで及び 79 条の規定を準用する。
	12 条	8 条 1 項 1 号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水をよくするため、壁面の面積 3 m ² 以内ごとに少なくとも一個の内径が 7.5 cm 以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。
	13 条	法 12 条 1 項又は 16 条 1 項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが 2m を超えるもの（8 条 1 項 1 号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令 142 条（同令第 7 章の 8 の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。
	17 条	構造材料又は構造方法が 8 条 1 項 2 号及び 9 条から 12 条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるもの（注 1）については、これらの規定は、適用しない。
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	14 条	法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。 一 盛土又は切土（3 条 4 号の盛土及び同条 5 号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に 8 条 1 項 1 号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象（※）が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。 イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。 ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。 ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。 （※）主務省令で定める事象（省令 31 条） 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の侵入 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	15 条	1 法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。 2 法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。 一 7 条 2 項 1 号の規定による措置が講じられた土地の地表面 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面（注 2）
排水施設の設置に関するもの	16 条	法 13 条 1 項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。

		三 その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。 イ 管渠の始まる箇所 ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。） ハ 管渠の内径又は内法幅の 120 倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。 六 ますの底に、深さが 15 cm 以上の泥溜めが設けられているものであること。 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。
--	--	---

注 1：国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

注 2：特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。（政令 18 条）

6-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準【法第 13 条各項、第 31 条各項】

許可が必要となる土石の堆積に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、安全な地盤、排水施設等の設置その他土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置を講じる必要があります。

なお、法に定める技術的基準に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアル」（施行通知別添 5）や「盛土等防災マニュアルの解説」（盛土等防災研究会）等の、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

表 2 土石の堆積に関する工事の技術的基準（許可対象に適用。政令で規定）

技術的 基準	政令	内 容
土石の堆積に関する工事の技術的基準 （政令 19 条）	19 条 1 項 1 号	堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、<u>土石の堆積は、勾配が 1/10 以下である土地において行うこと。</u> 【省令 32 条】 土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が 1/10 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。
	19 条 1 項 2 号	土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
	19 条 1 項 3 号	堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（<u>勾配が 1/10 以下であるものに限る。</u>）を設けること。 イ 堆積する土石の高さが 5m 以下である場合 当該高さを超える幅の空地 ロ 堆積する土石の高さが 5m を超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地
	19 条 1 項 4 号	堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。 【省令 33 条】 土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

19 条 1 項 5 号	雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
19 条 2 項	前項 3 号及び 4 号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。 ----- 【省令 34 条】 1 次に掲げるいずれかの措置とする。 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること 二 次に掲げる全ての措置 イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置 2 前項一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない

7 許可申請等手数料**【長崎県建築関係手数料条例】**

許可申請等に係る手数料について、下表のとおり、盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって、手数料を定めています。

【許可申請・中間検査申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

盛土又は切土をする土地の面積 （土石の堆積の場合：土石の堆積を する土地の面積）	区 分		
	許 可 申 請		中間検査申請（※）
	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	宅地造成、 特定盛土等
500m ² 以内のもの	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000m ² を超え、3,000m ² 以内のもの	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000m ² を超え、5,000m ² 以内のもの	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000m ² を超え、10,000m ² 以内のもの	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000m ² を超え、20,000m ² 以内のもの	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000m ² を超え、40,000m ² 以内のもの	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000m ² を超え、70,000m ² 以内のもの	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000m ² を超え、100,000m ² 以内のもの	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000m ² を超えるもの	642,000 円	138,000 円	27,000 円

【変更許可申請手数料（条例別表第一）】

（長崎県建築関係手数料条例）

変更許可申請手数料	区 分	
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
変更内容に対する、以下のア、イ、ウを合算した金額		
ア 工事の計画変更：上表の切土・盛土、土石の堆積の土地の面積に規定する額×（1／10）		
イ 区 域 の 編 入：追加の土地の面積に応じた上表に規定する額		
ウ その他の変更：10,000円		

8 公表及び市町長への通知**【法第 12 条第 4 項、第 30 条第 4 項他、細則】**

※網掛け部分（図面）は検討中

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、以下の許可をしたとき、又は届出を受理したときは、次の事項について公表するとともに、関係市町長に通知します。

- ・ 許可：（宅造区域）法第 12 条第 1 項、（特盛区域）第 30 条第 1 項
- ・ 変更許可：（宅造区域）法第 16 条第 1 項、（特盛区域）第 35 条第 1 項
- ・ 届出：法第 21 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項
（法第 21 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の変更届出も含む）

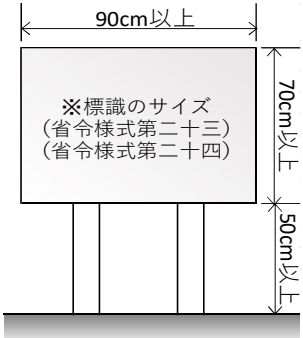
- 【公表等事項】**
- ①工事主の住所又は名称
 - ②工事が施行される土地の所在
 - ③宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置
 - ④許可年月日・許可番号（届出年月日）
 - ⑤工事施工者の氏名又は名称
 - ⑥工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
 - ⑦盛土・切土の高さ、土石の堆積の最大高さ
 - ⑧盛土・切土、土石の堆積を行う土地の面積
 - ⑨盛土、切土の土量、土石の堆積の最大堆積土量

9 標識掲出 【法第 49 条】

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の許可（法第 12 条第 1 項、法第 30 条第 1 項）を受けた工事主又は届出（法第 27 条第 1 項）をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げてください。

なお、開発許可によるみなし許可においても、標識の掲出は必要です。

【標識に記載する事項】

	記 載 事 項		様 式
	宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
①	工事主（※）の住所氏名		〔宅地造成、特定盛土等の場合〕 ・省令様式第二十三
②	許可番号		
③	許可年月日		
④	工事施行者（※）の氏名		〔土石の堆積の場合〕 ・省令様式第二十四
⑤	現場管理者（※）の氏名		
⑥	盛土又は切土の高さ	土石の堆積の最大堆積高さ	【標識のサイズ】 
⑦	盛土又は切土をする土地の面積	土石の堆積を行う土地の面積	
⑧	盛土又は切土の土量	土石の堆積の最大堆積土量	
⑨	工事着手予定年月日		
⑩	工事完了予定年月日		
⑪	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
⑫	許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先		
⑬	宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図		

（※）工事主、工事施行者、現場管理者が法人である場合には、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください

10 中間検査 【法第 18 条第 1 項、第 37 条第 1 項】

10-1. 中間検査の対象規模等

次表に記載する規模の工事において、許可を受けた者は、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階（特定工程）で中間検査申請を行い、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査として、施工後では確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事）は、できません。

中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】 〔政令第23条、24条、32条〕

行 為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内(注) 〔省令第 45 条、75 条〕

注：期限が休日にあたる場合には、その翌日に繰り延べます。（地方自治法 4 条の 2 4 項）

11 定期報告 【法第 19 条第 1 項、第 38 条第 1 項】

11-1. 定期報告の対象規模等

下表に記載する規模の工事において、許可を受けた者は、当該工事が完了するまでの間、工事の着手後 3ヵ月ごとに、その工事の実施状況等について、長崎県知事あてに定期報告を行う必要があります。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】 〔政令第25条、32条、33条〕

行 為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖を生ずるもの ②切土で高さ 5m 超の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖を生ずるときの当該盛土及び切土（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000m ² 超（①～④を除く） 【中間検査を要する規模と同じ】	報告時点における以下の施工状況 ・盛土又は切土（高さ・面積・土量） ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設（※） ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい ・グラウンドアンカーその他の土塁 〔法第13条、政令第6条、省令第50条、80条〕	3ヵ月ごとにその末日から7日以内 〔省令第49条、79条〕
土石の堆積	①堆積の高さ 5m 超かつ面積 1,500m ² 超 ②堆積の面積 3,000m ² （①を除く）	報告時点における以下の施工状況 ・土石の堆積（高さ・面積・土量） ・空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況 ・前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量 〔省令第 50 条、80 条〕	

（※崖面崩壊防止施設：崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるもの（鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設。）（政令第 6 条、省令第 11 条）（鋼製枠工、大型枠工、ジオテキスタイル補強土壁工）

12 完了検査等 【法第 17 条第 1 項及び第 4 項、第 36 条第 1 項及び第 4 項】

12-1. 完了検査申請・確認申請

宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、当該許可に係る工事が完了したときは、**工事が完了した日から 4 日以内（初日不算入）に完了検査申請を行ってください。**当該工事が工事の技術的基準に適合しているか否かについて、完了検査を実施します。

土石の堆積に関する工事については、堆積されていた全ての土石が除却されたときは、**工事が完了した日から 4 日以内（初日不算入）に確認申請を行ってください。**全ての土石の除却が行われたか否かについて、現地を確認します。

13 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を必要としません。

ただし、土地所有者、管理者又は占有者には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。（法第22条、第23条）

【許可及び届出を要しない工事】

※網掛け文言は検討中

区 分	定 義
公共施設用地（注1） 【規制対象外】 （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	・道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、 ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、 ・国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 【許可不要工事】 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、 省令第8条第1項各号 ） 省令第8条9号 省令第8条10号イ ロ ハ	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2m以下かつ面積500m²超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cm（県等が規則で定める場合はその数値）（注2）を超えないものを行う工事 ・高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えないもの ・高さが2m以下で面積が500m²を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが30cm（県等が規則で定める場合はその数値）（注2）を超えないもの ・工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注3）であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注4）又はその付近（注5）に堆積するもの（注6）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	・国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注7）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が●cmを超えないもの）

注1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。

注2：厚さの数値は別途検討中です。（県細則）（30cmは省令第8条9号、10号規定）

注3：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第

26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。

注4:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱います。

注5:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

注6:工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

注7:営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局(各市町村の農業委員会事務局等)に対して許可申請前に相談を行ってください。

14 許可対象工事以外の工事における手続き一覧

※網掛けセルは検討中

工事着手時期	事項	根拠条文	内容	手続き等の時期
規制区域指定日前	①継続工事の届出	法21条1項 法40条1項	一定規模以上の工事で、規制区域指定日前に着工し、指定日以降も継続して工事を行っているものの届出	規制区域指定の日から 21 日以内
		届出内容の公表と市町への通知		
規制区域指定日以降	②擁壁等除却の届出	法21条3項 法40条3項	擁壁、排水施設、地滑り防止くいを除却する工事の届出	工事着手する日の 14 日前まで
	③公共施設用地の転用の届出	法21条4項 法40条4項	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から 14 日以内
	④工事届出	法27条1項	【特定盛土等規制区域】一定規模以上、許可規模未満での特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の届出 ・現場への標識の掲出（法 49 条）	工事着手の 30 日前まで
			届出内容の公表と市町への通知	
	工事着手届の提出	細則●条	④の工事に着手した場合の届出	工着手後すみやかに
	工事内容変更届	細則●条	①②④の工事の届出に係る計画を変更しようとする場合の届出	届出した計画の変更に係る工事の着手前
	休止等届	細則●条	許可・届出に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届出	すみやかに
	規制区域指定日以降で工事完了後	工事完了届	細則●条	①②④の工事の届出に係る工事を完了したときの届

15 宅地造成又は特定盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の届出**【法第 21 条第 1 項、法第 40 条第 1 項】**

15—1 規制区域の指定（R7.5.23）の際、既に工事を行っている宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（※）は、その指定があった日から 21 日（R7.6.13）以内に長崎県知事へ届け出る必要があります。

※：一定規模の工事とは、宅地造成等工事規制区域における許可を要する工事」に該当するものをいいます。（資料 1：A、C 工事参照）

・届出内容の公表と市町長への通知対象

【届出の種別】

NO.	工事の内容	届出の名称	様式	備 考
1	宅地造成、特定盛土等	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第十五	（省令第 52 条第 1 項、第 82 条第 1 項）
2	土石の堆積	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第十六	（省令第 52 条第 3 項、第 82 条第 2 項）

【添付を要する図面等】

※網掛け部分は検討中

工事の規模が定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

NO.	図面の名称	明示すべき事項	区 分		備 考
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要	
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要	
4	届出地及びその周辺の写真（工事範囲を赤枠で囲むこと）		要	要	

※定期報告対象規模未満の場合に求める書類・図面は検討中です。

15—2 法第 27 条第 1 項に基づく、特定盛土等規制区域における特定盛土等（宅地造成も含む）及び土石の堆積に関する工事（※）の届出に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

※許可対象規模未満で一定規模以上の工事が対象です。

（資料 1：特定盛土等規制区域の A、C 工事参照）

・届出内容の公表と市町長への通知対象

【法第27条第1項の届出に必要な書類等】 〔省令第7条・第58条〕

NO.	書 類 の 名 称	様式	区 分		備 考
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令 第十九	要	—	
	土石の堆積に関する工事の届出書	省令 第二十	—	要	
2	届出地及びその周辺の写真	—	要	要	〔省令第7条第1項第6号〕 〔省令第7条第2項第4号〕
3	【個人による届出】 ・住民票又は個人番号カードの写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号 を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第7号〕 〔省令第7条第2項第5号〕
	【法人による届出】 ・法人の登記事項証明書 ・役員の住民票又は個人番号カード の写し	—	要	要	・個人番号カードの写しの場合は番号 を黒塗りしたもの 〔省令第7条第1項第8号〕 〔省令第7条第2項第6号〕
4	その他、添付を要する図面	〔省令第7条第1項第1号、省令第7条第2項第1号〕次に示す図面一式			

【法第27条第1項の届出に添付する図面】 〔省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号〕

No.	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積	
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要	
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容、並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること。 ・土石の堆積については、「3土地の平面図」に記載すること。

6	崖の断面図	・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	要 〔堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合〕	・ コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること。
8	擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・ 水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。